

インクルーシブな子ども広場整備指針 (案)

福岡市
(令和 4 年 1 月 12 日時点版)

目次

はじめに	1
第Ⅰ章 現状と課題	
1 福岡市の公園の現状	2
2 現状の公園が抱える課題	3
3 本指針について	5
第Ⅱ章 整備方針	
1 「インクルーシブな子ども広場」の定義	6
2 特に配慮を行う利用者について	7
3 インクルーシブな子ども広場の目指す方向性	9
4 整備にあたっての重要項目	11
第Ⅲ章 計画・設計	
1 方向性	15
2 手順	22
第Ⅳ章 整備における配慮事項	
1 遊具・周辺施設整備の基本的考え方	24
2 身体的遊びに関する配慮事項	25
3 精神情緒的遊びに関する配慮事項	34
4 社会的遊びに関する配慮事項	41
5 アクセスに関する配慮事項	44
6 安全性に関する配慮事項	51
7 情報環境に関する配慮事項	55
第Ⅴ章 管理	
1 管理の基本的考え方	59
2 維持管理	59
3 運営管理	60
4 人材育成及び多様な関係者の参画	62
5 継続的な改善	63

はじめに

世界的に「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの基本理念であったり、全てを包み込む、包含するという「インクルーシブ」という概念が、少しずつ認知されるようになっていきます。

公園の整備においては、日本より先にアメリカやヨーロッパにおいて「インクルーシブ・プレイグラウンド」などと呼ばれ、従来のユニバーサルデザインの遊具を配置するだけの整備ではなく、あらゆる子が認め合い、受け入れられる様に配慮した公園が整備されてきました。

国内においては、2020年に開園した砧公園（東京都世田谷区）をはじめ、秋葉台公園（神奈川県藤沢市）、うみどり公園（岩手県宮古市）などで取り組みが進められています。

福岡市においては、様々な利用者及び保護者などの意見を聞くところから取り組みを始め、あらゆる子どもが楽しめる「インクルーシブな子ども広場」の実現を目指したいと考えています。

I. 現状と課題

1 福岡市の公園の現状

福岡市では、2011年から「みんながやさしい、みんなにやさしいユニバーサル都市・福岡」というプロジェクトをスタートさせました。

- ・ユニバーサル都市福岡推進協議会を毎年開催
- ・おさるのベンチプロジェクト
- ・認知症の人にもやさしいデザインの手引き
- ・みんなにやさしい福岡市地下鉄など

市には1,695箇所の公園を整備してきました。そして近年における公園の整備・再整備においては、ユニバーサルデザインや福岡市福祉のまちづくり条例、移動円滑化法などを踏まえ、誰もが利用しやすい園路、トイレなどの整備を進めてきました。さらに、公園整備や改修においては、ワークショップ・住民説明会などによる地域住民との共働の公園づくりを進めてきました。

参考1：バリアフリーとは

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。より広く、「障がい者の社会参加を困難にしているバリアの除去」という意味でも用いられる。【出典：障害者基本計画（H14.12.24閣議決定）】

参考2：ユニバーサルデザインとは

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。【出典：障害者基本計画（H14.12.24閣議決定）】

ロナルド・メイス氏（アメリカの建築家）が7原則を提唱した。

〈ユニバーサルデザインの7原則〉

- ①誰でも同じように利用できる「公平性」→健常者+障がいのある人（自動ドア）
- ②使い方を選べる「自由度」→選択肢（2段手すり）
- ③簡単に使える「単純性」→直感的にわかる情報（シャンプー）
- ④欲しい情報がすぐに分かる「明確さ」→わかりやすい情報（ひらがな案内）
- ⑤ミスや危険につながらない「安全性」→フェイルセーフ（戻るボタン）
- ⑥無理なく使える「体への負担の少なさ」→力が要らない（ドアノブ）
- ⑦使いやすい広さや大きさ「空間性」→周りに余裕（多機能トイレ）

2 現状の公園が抱える課題

これまで公園の整備・再整備においては、計画の段階から誰もが使いやすい仕様や形状をもたらすユニバーサルデザインの考えを踏まえてきました。

しかし、現状ではまだまだそのような整備が不十分な状況にあり、障がいのあるお子さんが遊具を使用できないという課題があります。

また近年では、ユニバーサルデザインに基づく、誰もが使える物理的な環境や施設の整備だけではなく、そもそも公園を訪れることができない保護者やお子さんの心理的なハードルへの対応が求められています。

つまり誰もが真に利用しやすい公園とするためには、単に遊具や広場空間を使いやしくするだけではなく、現在利用しにくいと感じている当事者の思いを汲み取り、既存の公園とは異なる新たな発想で公園整備を行うことが求められています。

新たな発想とは、個人の多様性に根ざしたインクルーシブな社会の視点から発想することであり、その理念を実現化するインクルーシブデザインの考え方を取り入れた整備方針を検討することが望ましいと考えられます。(図1)

参考3：インクルーシブ（Inclusive）とは

性別、人種、民族・国籍、出身地、社会的地位、障がいの有無により、排除されることなく包括・包含している様を表した言葉。

〈インクルーシブの6つの排除〉

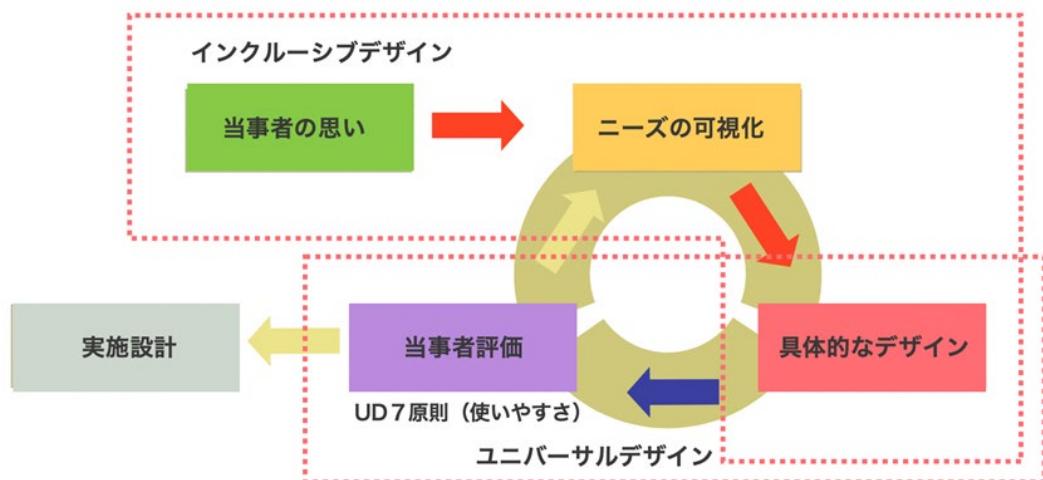
- 1 身体的排除(肢体不自由)→肉体的障がいのインクルージョン
- 2 感覚的排除(視覚や聴覚の障害、感覚過敏による苦痛)→感覚的障がいのインクルージョン
- 3 知覚的排除(専門用語や文字の認識が困難)→多様な情報文化(UDでは直感的理解)
- 4 デジタル化による排除(IT技術による情報格差)→多様なITリテラシー
- 5 感情的排除(社会からの疎外感、個人や組織における孤独感等)→「分けられていらない」感情
- 6 経済的排除→貧困

参考4：インクルーシブデザインとは

インクルーシブデザインは、これまで排除されてきた人々の視点から、社会の多数を占める人々と共に享受できる、新たなデザインを共創するアプローチです。

インクルーシブデザインを推進するジュリア・カセムは、社会的排除には6つの排除があると述べています。肢体不自由などによる身体的排除、視覚や聴覚の障がいなどによる感覚的排除、文字認識の困難さなどによる知覚的排除、情報格差などデジタル化による排除、組織や社会における孤独感等による感情的排除、そして貧困による経済的排除があります。インクルーシブな子ども広場では、上記の様々な排除によって広場で遊べない子どもとその保護者を「誰一人取り残さない」広場作りを目指します。

図1 インクルーシブデザインとユニバーサルデザインの関係性



インクルーシブデザインとユニバーサルデザインは車の両輪のような関係です。「インクルーシブな子ども広場」のように、当事者の思いから新たな製品やサービスを発想する場合には、計画の最初から当事者との共創によって課題を発見し、るべきデザインを創造するインクルーシブデザインが適しています。他方、7原則に基づくユニバーサルデザインは、既に存在する製品や環境を誰でもが使いやすいようにデザインすることや、それらの使いやすさを評価することに適しています。

「インクルーシブな子ども広場」は、双方の考えを活かし、当事者の思いから新たに広場を捉え直すことで新たなデザインを生み出すとともに、あらゆる利用者にとって使いやすい公園の設計を目指します。また、遊具や施設の使いやすさを継続して検証し、さらに新たなデザインや運営管理手法を検討します。

3 本指針について

本指針では、公園において誰もが楽しく遊ぶことのできる広場の整備を進めるための方向性を明確化します。

本指針は、行政の公園担当部署、公園・遊具などの計画・設計者、施工会社、製造会社など、公園の整備や管理運営に関する当事者に向けて作成しています。既存公園の再整備や新しい公園が作られる際、また公園の運営を行う際に、この指針を活用ください。

II. 整備方針

1 「インクルーシブな子ども広場」の定義

子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長します。また集団の遊びの中でお互いを理解しながら自分の役割を認識し、遊びを通して自らの創造性や主体性を向上させていくと言われています。

このように「遊び」は、全ての子どもの成長にとって必要不可欠なものであると言えます。ですから、あらゆる子どもたちが楽しむことのできる公園において、障がいの有無や国籍などによって遊びの自由度に制限が発生する状況は改善すべきと考えます。

また、子ども、特に障がいのある子どもは、大人（保護者など）に付き添われて公園に来ることがほとんどで、大人による子どもの遊びのサポートや、見守りへの配慮も必要です。

私たちは、遊びの当事者である子どもをはじめ、見守る大人も気軽に集い、遊び、触れ合い、語らい、笑い合うなど居心地の良さを感じられる公園づくりを目指すために「インクルーシブな子ども広場」の整備を行います。

本指針において、公園における「インクルーシブな子ども広場」を以下と定義します。

**誰もが お互いを理解し
安心して笑顔で 自分らしく遊ぶことができる場所**

なお、定義の言葉にはそれぞれ次のような思いが込められています

誰もが

⇒ 公園を利用できていなかった多様な子どもとその保護者も含め、誰もが気軽に集い利用できる。

お互いを理解し

⇒ 多様性を認めながら、様々な特性のある人との関わり方を自然に学ぶことができる。

安心して笑顔で

⇒ 利用者それぞれが楽しく過ごせる。保護者も安心して利用できる。

自分らしく遊ぶことができる場所

⇒ それぞれの遊びのペース毎に、一人遊びやみんなでの遊びを選択できる。

2 特に配慮を行う利用者について

インクルーシブな子ども広場においては、全ての子どもや保護者を対象として整備・運営を行う。この際、特にこれまで十分に公園を利用できていなかったと考えられる子どもや保護者については、特段の配慮を行う必要があります。これらの配慮すべき利用者について、本指針においては、6つの排除との関係から下記の8通りの利用者とその保護者とし、以降「特に配慮すべき利用者」とします。

- 1 精神障がい（知覚的排除、感情的排除）
- 2 発達障がい（知覚的排除、感情的排除）
- 3 知的障がい（知覚的排除、感情的排除）
- 4 肢体不自由（身体的排除、感情的排除）
- 5 視覚障がい（感覚的排除、感情的排除）
- 6 聴覚障がい（感覚的排除、感情的排除）
- 7 内部障がい（身体的排除、感情的排除）
- 8 外国人（知覚的排除、感情的排除）

なお、1～7の各障がいについて配慮する場合は下記の点に注意します。

○バリアフリーなどの身体的な配慮に偏重しない

（身体に関する障がいのある子どもよりも、精神障がい・発達障がい・知的障がいのある子どもの方が割合としては大きい（表1））

○利用者には各障がいを併発している場合も多く、画一的な配慮では不十分な場合がある。

表1 身体・知的障がい児の人数

（引用：福岡市障がい児・者等実態調査報告書 令和2年3月 福岡市）

（ ）は出現率(‰=人口千対)

	身体・知的障がい児・者数			総人口
	合計	身体障がい	知的障がい	
総 数	64,278 (41.5)	52,114 (33.7)	12,164 (7.9)	1,548,090
0～17歳	4,633 (18.6)	1,125 (4.5)	3,508 (14.1)	249,367
18歳以上	59,645 (45.9)	50,989 (39.3)	8,656 (6.7)	1,298,723

（注1） 障がい児・者数は、身体障害者手帳、療育手帳の所持者数（令和元年6月30日現在）

（注2） 総人口は、住民基本台帳登録人口（令和元年6月30日現在）

参考4：各障がいの一般的な特徴について

配慮に当たって参考となる、各障がいの一般的な特徴は下記のとおり。

1. 知的障がい・発達障がい

- ・人の話を理解したり、自分の気持ちを伝えたりすることが苦手
- ・物事の理解がゆっくりで、考えるのに時間がかかったり、予定外のことには混乱したりすることがある
- ・特定の物に強く興味がある人もいる
- ・特定の感覚に敏感だったり、鈍感だったり、独特さがある
- ・身体や手先の使い方に不器用な人もいる
- ・外見からわかりにくい

2. 肢体不自由

- ・手足などの身体の一部または全部に障がいがある
- ・歩くこと、物を持つ、体を起こす、座るなど、自分の力でできないまたはできにくい
- ・足が不自由な人の中には車いすや杖などを使って移動する人もいる
- ・話しづらかったり、声が出しにくかったりなど言語障がいのある人もいる

3. 視覚障がい

- ・身の回りの物や人が見えない、またはぼやけて見える、一部分だけが見える
- ・文字は読めても歩くときに物にぶつかったりつまづいてしまう人がいる
- ・物を避けて歩くことはできても、文字を読めない人もいる
- ・白杖や点字、音声ガイドなどを使っていることもある

4. 聴覚障がい

- ・身の回りの音や人の声が聞こえない、または聞こえにくい
- ・会話の内容や理解しづらく、コミュニケーションが取りづらい
- ・補聴器を使っていることもある
- ・身振りや手話、筆談などでコミュニケーションをとることもある
- ・外見からわかりにくい

5. 精神障がい

- ・精神の病気のために日常生活がしづらい
- ・通院したり服薬したりしている人が多い
- ・外見からわかりにくい

6. 内部障がい

- ・心臓機能、腎臓機能、免疫機能、呼吸器機能など、身体の内部に障がいがある
- ・医療的ケアや医療器具の使用が必要な人がいる
- ・感染症予防から、集団活動や運動に制限がある人がいる
- ・外見からわかりにくい

障がいにおいては所謂グレーゾーンにあたる子どももいるほか、健常児とされる子どもの特性も千差万別であるため、一般的な特徴にとらわれず、様々な子どもの特性（こだわりが強い・集団行動が苦手・落ち着きがない・感覚が過敏・体を動かすことが得意でない等）に配慮することが必要である。

3 インクルーシブな子ども広場の目指す方向性

本指針の策定にあたっては、下記4点の観点に基づき検討を進めました。

① 利用者の思いを中心に設計整備を行うこと

- これまで公園を利用できていなかった、多様な子どもが利用できる場所である
- 保護者や介助者も利用しやすい場所である
- 遊具や周辺施設が使いやすいだけでなく、心理的にも訪れやすい場所である
- 特にこれまで公園を利用できていなかった当事者の声を踏まえた検討とする
(図2)
- 既に公園を利用してきた子どもや保護者なども利用しやすい場所である

図2 他の子どもたちと同じ思いを実現すること



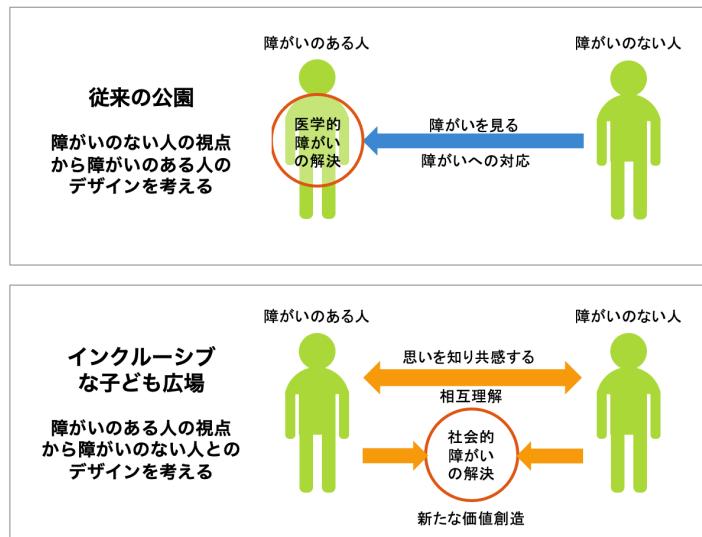
② 誰もが受け入れられること

- 「障がい者のための遊び場である」という誤解を招く恐れがあるため、ユニバーサルやインクルーシブという呼称を過度に打ち出さない
- 利用者が固定される遊具や周辺施設の選択や配置を避ける

③ 利用者間の関わり方について考慮されていること

- 誰でもが安心できる・楽しめる場所であることが目的であり、交流を必須とはしない
- 障がいが改善・解消される場ではなく、様々な特性をもった利用者がともに楽しみ、お互いの理解が促進される場である（図3）

図3 多様な利用者の相互理解の必要性



インクルーシブな子ども広場には、障がいのある人との接し方がわからない、障がいのない利用者が多く訪れると考えられる。そこでは多様な利用者の相互理解が必要である。利用者が自ら無意識な排除や偏見などの先入観（バイアス）を認識し、人との関わりを学ぶ場のデザインが重要である。

整備計画のデザインにおいて、従来は、主に障がいのない人の視点から、障がいのある人の障がいに着目し、製品・環境・サービスデザインによる課題解決が行われてきた。インクルーシブな子ども広場では、障がいのある人の視点から課題発見を通じて新たな価値創造を目指すところに従来の公園との違いがある

④ 整備後にも継続した取り組みがなされること

- インクルーシブな子ども広場の整備後においても、利用者が使いやすい場であり続けるような仕組みについて検討を行う

4 整備にあたっての重要項目

4-1 当事者への調査

インクルーシブな子ども広場の検討にあたっては、整備にあたっての重要な項目を検討するため、インクルーシブデザインの考え方沿って、公園利用者への幅広い調査のほか、特に配慮すべき利用者へ調査を実施しました。なお、本指針策定時点においては、特に配慮すべき利用者の内、1～8の障がいのある利用者を中心に調査を行っています。（表2）

表2 指針策定にあたり実施した調査

調査方法	具体的手法	調査対象者	
		全市民	障がい者
利用状況調査	遊具等を設置しての実証実験	○	○
アンケート調査	実証実験会場で実施	○	○
	市政だよりにて実施	○	○
	市内全ての特別支援学校・学級にて実施		○
ワークショップ	障がい児とその保護者を直接お招きし、遊び場体験の感想や、遊び場への改善案を意見出し		○

※ワークショップにおいては、ジャーニーマップを用いることで、各障がいごとに注意すべき点や必要な施設などを具体的に調査した。

上記の調査結果を基に、インクルーシブな子ども広場が備えるべき視点を整理しました。次ページ以降に、広場整備に参考になると思われる意見、感想などを、概説的にまとめました。

参考5：ジャーニーマップとは

ある利用者や顧客が、目的を達成するためにたどる過程を可視化したもの。

アンケート調査等から得られた考察

主要な意見を考察し、重要な観点としてまとめました。

1 遊びについて

○多様な体験

多様な遊びがある事で、あらゆる子どもが楽しめる空間が実現する。身体的に活発な動き(粗大運動)と繊細な動き(微細運動)を両立させると共に、視覚、聴覚など様々な五感に働きかける遊びが必要。

遊具にとらわれず、様々な五感を刺激する遊びも大切にする。

○遊びの選択肢

障がいの有無に関わらず、あらゆる子どもを受け入れて遊べる環境を作るには、これまで通りの遊具だけでも、バリアフリー遊具だけでも成り立たない。様々な遊びの難易度や、遊びに選択肢がある事で子ども自らが自分に合った遊びを選び、楽しめる。

遊びに様々な難易度や選択肢を設ける

○他者を理解し、認め合う場

障がいのある子どもとない子どもが関わる機会が今まで少なかった。互いを知ることが、心のバリアを無くすことの第一歩となる。

互いを認め合う継続的な取り組みが必要

2 アクセスや付帯設備について

○遊び場までのアクセス

車を降りてから遊び場までの距離が遠いと、子どもも大人も遊び場に着く前に疲れやすい。特に障がいのある子どもを介助する場合は荷物も多く、遠い距離を移動するのは大変。駐車場が一杯の際は公園に来ることを諦める。

駐車場や公共交通機関から近くに配置する事が必要

身障者スペースの確保も重要

○遊び場だけでなく整備の必要性

どんなに遊び場が素敵でも、トイレや手洗いなどの付帯施設が整っていないと遊び場に来ることができない。また、トイレの機能として、ある程度の年齢の子どもも着替えられる様な大型ベットやオストメイトなどの機能を備えていないと目的を果たせない場合がある。

清潔で多機能なトイレを遊び場の近くに配置する事が必要

3 安全性について

○安全な環境

落下や転倒の危険を気にせず遊べることは、子どもだけでなく保護者にも大きな安心感を与える。また、地面に座って遊ぶ子どもにとっては、降雨の後でもぬかるまない様な地面を整備する必要がある。

弹性舗装の地面など、安全性や水はけを考慮した地面を整備する

○違いへの配慮

活発な子どもの動きに圧倒されて遊びにくさを感じてしまう子どももいる。また、自分のペースで過ごしたい子どももいる。他者と交流することも大切だが、それぞれのペースを守れるスペースを確保する事も必要。

活発な子どもも動き回りたくない子どもも共に場を共有できる様、広めの空間を設定する

○見守る大人にも配慮した快適性

自律神経のバランスが取りにくい子どもは直射日光の元に長時間いる事で体調を崩しやすい。また、見守る大人が快適でないと子どもを遊び場に連れてくる頻度も下がってしまう。

他者と適度な間隔も保てるよう、ベンチなども分散させて配置する。

広めの日除けや木陰が大切。

多めにベンチを配置する配慮も必要

○見守り易さ

子どもが遊び場の外に駆け出していくか見守るのは保護者にとって大きな負担となる。見守る子どもが複数いたり、年齢が上がってくると特にその負担は増す。

遊び場に囲いがあると見守りが楽になる

4 情報環境について

○遊び場の概念

障がいの有無に関わらず、誰もが過ごしやすい場である事を、言語だけでなく様々な手法で利用者に理解してもらう必要がある。

ピクトグラムなどを用いた遊び場の概念を伝えるサインが必要

○情報提供

公園に来る事に不安を感じる人は、ハードよりもソフトについて心配する方が多かった。利用者が安心して公園に来ることが出来る様、事前の情報提供を行う。

市のホームページなどで公園の設備や取り組みの紹介を行う

イベントなどを開催して利用者に公園や理念の認知を図る

4-2 インクルーシブな子ども広場の整備にあたっての重要な6項目

実証実験やアンケート調査、ワークショップにおける意見を踏まえ、インクルーシブな子ども広場を整備する際の重要な項目を整理しました。インクルーシブな子ども広場においては、多様な遊びがインクルーシブな視点で構成される必要があることから、3つの遊びについての項目にさらに3つの項目を加え、合わせて6項目としました。

インクルーシブな子ども広場は、あらゆる利用者を対象とした配慮と、特に配慮すべき利用者に対しての個別配慮が必要です。また、配慮を行うべき対象は、遊び場そのものだけでなく、遊び場までの行程も対象となり得ます。これらも踏まえて6項目を設定します。(図4)

1 身体的遊び

すべる、揺れる、回る、登る、跳ねる・飛ぶなどの動作による身体的な自由探索です。楽しさや気分の高揚、挑戦をもたらしつつ、子どもの身体的活動レベル(体幹、動作、スピード、バランスなど)を向上させます。

2 精神情緒的遊び

視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚といった全ての感覚が含まれる自由探索です。形、色、水や砂、植物など自然の特性を取り入れて利用し、子どもの情緒、感覚に訴えます。

3 社会的遊び

利用者の交流によって生まれる集団遊びです。障がいのある子どもと健常な子ども同士や、子と保護者、障がいのある子ども同士、保護者同士の交流なども含まれます。子ども同士でルールを作つての遊びやごっこ遊びにより、協調性や忍耐力などを向上させます。

4 アクセス

遊び場において、様々なバリアをなくし物理的・心理的にアクセスが容易であることは、遊ぶ機会を提供する上で重要な要件です。子どもが安全に遊び場にたどり着くことができ、特に配慮すべき利用者にとっても、遊び場が特別な準備が求められる場所ではなく、可能な限り日常生活の延長として利用できる場所となる必要があります。また、未就学児においては、遊び場に行く判断は保護者がするものであり、子育てをするあらゆる保護者への配慮も必要です。

5 安全性

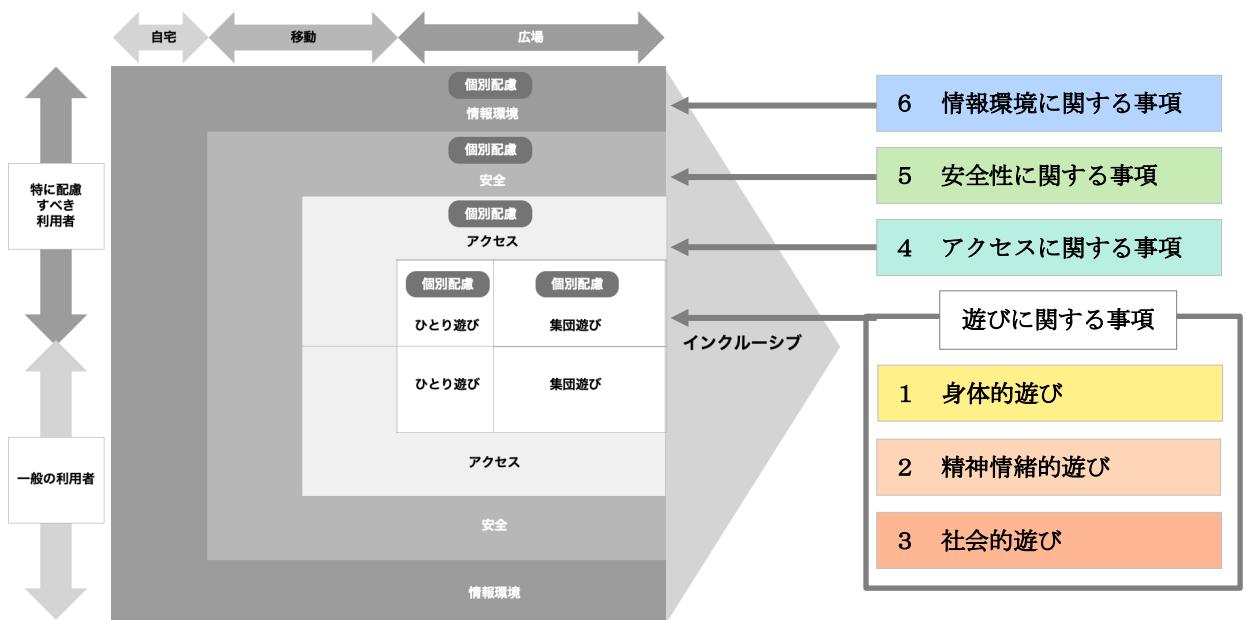
特に配慮すべき利用者においては、子どもの遊びにおいては、保護者による補助・保護が前提となることも多いため、保護者の保護を支援するように遊び場の施設や配置を配慮する必要があります。また、年齢や特性、障がいの有無などの違いにより遊びのペースが異なる子どもたちが、それぞれ安全に遊べるよう配慮する必要があります。

6 情報環境

特に配慮すべき利用者のみならず一般の利用者においても、期待する遊び要素や必要とする施設は千差万別です。全ての需要に対応した遊び場の整備は困難であることから、遊び場についての事前の情報発信により、利用者が遊び場を選択できるようにする必要があります。また、現地においては、遊ぶ上でのルールや、遊び方を分かりやすく伝えるために、伝わりやすいサインやデザインも重要です。

最も重要なこととして、「インクルーシブな子ども広場」の考え方方が特別なものではなく、ごく当たり前の考え方になるよう発信を続ける必要があります。

図4 インクルーシブな子ども広場の理念を達成させる6項目の考え方



III. 計画・設計

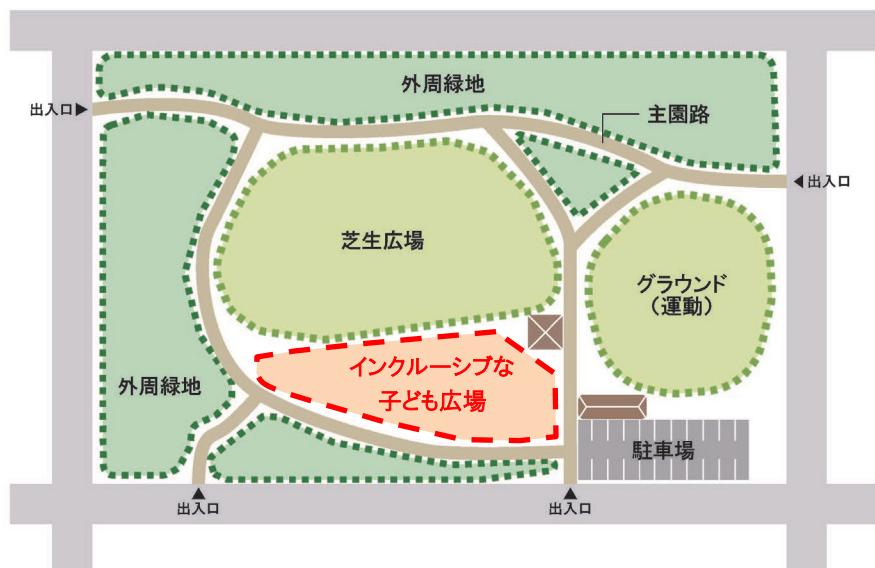
1 方向性

1-1 インクルーシブな子ども広場の整備範囲

「インクルーシブな子ども広場」は、基本的に公園全体を対象とするのではなく、様々な遊具スペースが点在し、その中に植栽や利用者動線がまとまって存在する、いわゆる遊具広場の範囲を中心に整備を行うものとします。一方で、重要な6項目を満たすためには、その他の周辺環境や施設も重要であるため、整備に当たっては可能な限りこれらの関連施設も合わせた検討が必要です。（図5）

図5 対象公園全体の概念図

インクルーシブな子ども広場外においても、精神情緒的遊びに繋がる緑地や、休養施設・管理施設も重要である。



1－2 大規模な公園と身近な公園における整備の方向性

公園は、整備目的や対象とする利用者層によって、その規模や施設内容は様々です。本指針においては、「大規模な公園」と「身近な公園」に区分し、それぞれの計画・設計の方向性を示します。また、それぞれにおいて重要な6項目ごとに特段の配慮を行う整備箇所について、表にまとめました。（表3）

◇大規模な公園

総合公園や運動公園、地区公園などの「大規模な公園」は、休息・観賞・散歩・遊戯・運動などの総合的な利用目的に応えるために整備され、対象とする利用者も遠方からの来園者も含めた市民全体であり、公園面積は比較的大きいほか多様な施設を有しています。

大規模な公園においてインクルーシブな子ども広場の整備を行う場合には、その面積や多様な既存施設や周辺環境を活用し、本指針で示す重要な6項目を可能な限り全て満たした整備を進めます。

◇身近な公園

街区公園や近隣公園などの「身近な公園」は、周辺住民の日常的な利用のために整備されており、公園面積は比較的狭小で、備えている施設も必要に応じたものとなっています。

身近な公園においては、十分な整備面積の確保が困難であることから、多様な遊び要素を備えることや様々な周辺施設の配置を行うことはできません。また、植栽やトイレなど周辺の住環境に配慮して整備を検討すべき施設もあるほか、各利用者の居住地に近接していることから、大規模な公園より比較的、アクセスや安全性について各利用者自身で対応可能な側面も期待されます。

したがって、身近な公園にてインクルーシブな子ども広場を整備する場合には、本指針で示す重要な6項目から、現場環境や周辺住民の意向も加味して、達成可能なものについて整備を進めます。

表3 大規模な公園及び身近な公園における整備項目

重要な6項目ごとに大規模な公園と身近な公園における整備内容を示した。個別の遊びや施設を整備するにあたっての配慮事項は、第IV章にて示す。

項目	具体例	大規模公園		身近な公園		備考
		必須	推奨	必須	推奨	
1 身体的遊び		○		○		公園全体で確保できれば可とする。 大規模公園については、可能な限り多くの遊び要素を備えることを目指す。 身近な公園については十分な敷地確保が困難なため、最低限の1つ以上とする。
身体的な自由探索（遊具など遊びづくり）						
1-1 すべる遊び	滑り台、斜面					
1-2 揺れる遊び	ブランコ、スイング遊具					
1-3 回る遊び	回転遊具					
1-4 跳ねる遊び	トランポリン					
1-5 登る遊び	ロープ遊具、築山					
1-6 投げる遊び	ボール、フリスビー					
1-7 走る遊び	グラウンド、地面の起伏					
1-8 バランス遊び	平均台					
2 精神情緒的遊び		○		○		公園全体で確保できれば可とする。 大規模公園については、可能な限り多くの遊び要素を備えることを目指す。 身近な公園については十分な敷地確保が困難なため、最低限の1つ以上とする。
感覚的な自由探索（自然や水などで遊び場づくり）						
2-1 砂遊び	砂場					
2-2 音を楽しむ遊び	楽器、伝声管					
2-3 手触りや足の感覚を楽しむ遊び	パネル遊具、足つぼ					
2-4 形を楽しむ遊び	置物遊具					
2-5 ひっそりした空間を楽しむ ・落ち着く遊び	一人集中できる遊具や場所					
2-6 水遊び	噴水、じゃぶじゃぶ池					
2-7 自然と触れ合う遊び	花、生き物観察、虫取り					
3 社会的遊び		○		○		公園全体で確保できれば可とする。 大規模公園については、可能な限り多くの遊び要素を備えることを目指す。 身近な公園については十分な敷地確保が困難なため、最低限の1つ以上とする。
子ども同士や、保護者同士の交流						
3-1 ごっこ遊び	ままごと					
3-2 地面や壁面の絵を使った遊び	けんけんば					
3-3 スポーツや伝統的な集団遊び	鬼ごっこ、キャッチボール					
4 アクセスに関する事項						
自宅から遊び、帰宅までのアクセスへの配慮があること						
4-1 駐車場		○		-	-	身近な公園は各利用者の居住地に近接しているため設置しない。
4-2 園路		○		○		
4-3 休憩所	ベンチ、屋外卓、東屋	○		○		
4-4 ベビーカー置き場		○		○		身近な公園は、十分な敷地確保が困難なため、園路や広場の一部を兼用する。
4-5 トイレ・障がい者用スペース		○		○		
4-6 水飲み場・手洗い場・自動販売機		○		○		
5 安全性に関する事項						
安全への配慮が多様な利用者の視点でなされていること						
5-1 遊具周辺の舗装		○		○		
5-2 遊び場の囲い	外周柵、植栽	○		○		
5-3 管理事務所		○		-	-	身近な公園は各利用者の居住地に近接しているため設置しない。
6 情報環境に関する事項						
開園後も持続的な情報発信と交流があること						
6-1 園内マップ		○		○		
6-2 広場入り口の案内		○		○		
6-3 各遊具の看板			○	○		

1-3 大規模な公園と身近な公園における整備イメージ

大規模な公園と身近な公園において、インクルーシブな子ども広場を整備する場合のイメージ図を示します。また、それぞれのイメージ図において、どのような配慮が行われているか、イメージの解説を掲載します。

◇大規模な公園

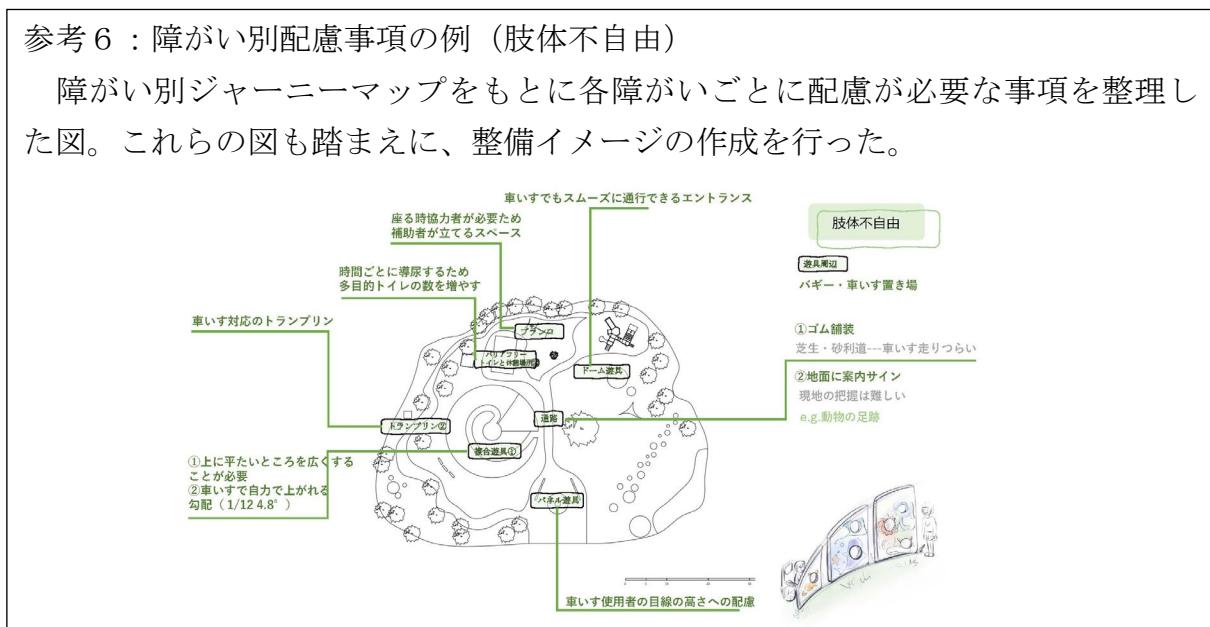
(10ha程度の規模の公園の一角 ($2,500\text{ m}^2$)での整備をイメージ)

<イメージ図>



参考6：障がい別配慮事項の例（肢体不自由）

障がい別ジャーニーマップをもとに各障がいごとに配慮が必要な事項を整理した図。これらの図も踏まえに、整備イメージの作成を行った。



<イメージの解説>

◆遊びのゾーン（身体的遊び・精神的遊び・社会的遊び）

○ひとり遊びゾーン（身体的遊び・精神的遊び）

一人遊びが好きな子どもや集団の中に入つていけない子どもが、マイペースで遊ぶことができるゾーン。十分な空間があり、分散して静かに過ごすことができる環境が必要。

○交流遊びゾーン（身体的遊び・社会的遊び）

いろんな子どもが一緒に遊ぶことができるゾーン。いろんなタイプの遊具を配置し、自然に人と人が触れ合える場所になる。また、トラブルにならないように十分な広さやルールの可視化が必要。

○自然遊びゾーン（身体的遊び・精神的遊び・社会的遊び）

自由な発想で子どもが遊ぶことができるゾーン。感覚遊びなど集中して遊ぶことができる。

◆アクセス

- ・広場内では、車いすでも走行しやすいように動線をハード系舗装にし、それ他の場所は視覚的にわかりやすい動線（色）にするなど分ける必要がある。
- ・特に配慮すべき子どもたちは多くは、保護者の付き添いや見守りが必要なため、親や保護者の付き添い可能な遊具や一緒に遊ぶことができる遊具があると良い。また、遊具周辺に車いすでも対応可能なテーブルやベンチなどを設置し休憩がとれるようにするほか、車いす・ベビーカーなどの置き場を設置することも望ましい。
- ・オストメイト施設、介助用ベッドなどが備わった多目的なトイレが必要。

◆安全性

- ・特に配慮すべき利用者は、遊びのスピードや年齢、特性なども違うため、十分なスペースや、遊具を分散したりする必要がある。
- ・特に配慮すべき利用者の中には、体温調整が難しい子どもがいる。特に夏場は、熱中症対策を行うためにも、屋根付き休憩所や、熱くなりやすい遊具の上には日よけが必要です。また、水遊び場を設けることによって、水遊びも熱中症対策に繋がる。
- ・遊具周辺は、落下や転んだりすることも考えてクッション性の高い地面にする。
- ・インクルーシブな子ども広場からの飛び出しを防ぐために、柵や樹木など自然な要素で囲む。

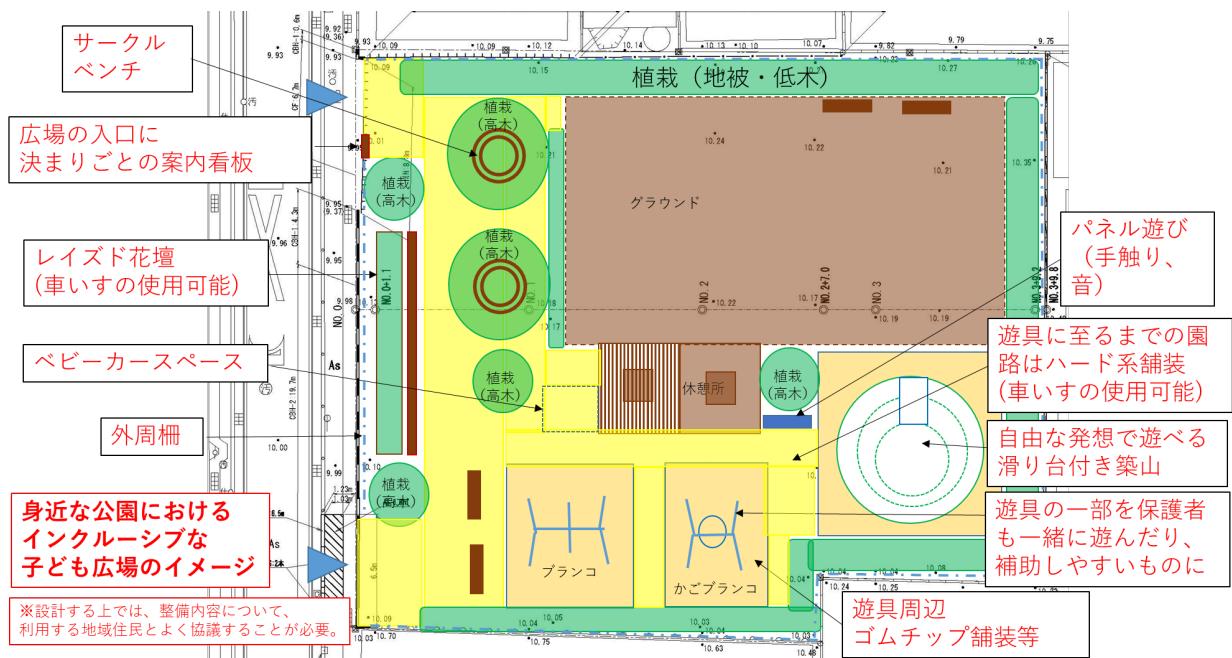
◆情報環境

- ・入口の目にとまりやすい場所に、外国人にもわかりやすく、広場の趣旨やゾーン分け、トイレなどマップをわかりやすく表示したパネルを設置する。パネルのデザインは遊び心があるものとし、多様な子どもたちが多様な遊びをすることができる広場を意識させる必要がある。
- ・必要に応じて、ルールや遊び方を可視化するサインを設置する。特に、子どもが集まりやすい複合遊具などでは、ルールや遊び方などを可視化してトラブルになりにくい環境を作ることが必要。
- ・休憩場所は、保護者が集まりやすいので、インクルーシブの啓発ができるような工夫が必要。

◇身近な公園

(1,000 m²程度の公園における整備をイメージ)

<イメージ図>



<イメージの解説>

◆遊びのゾーン

- ・自分の発想で遊べるように、自然の要素も含めて遊びの種類を複数取り入れるとともに、保護者の介助を容易にするため、保護者も一緒に遊んだり、補助したりしやすいものにとした。なお、滑る遊びについては、保護者の補助に配慮されたユニバーサルデザインの滑り台を導入することでも対応可能。
- ・遊びのペースによって、遊び場が選択できるように、可能な限り遊び場を縦横に長く配置することで分散させた。

◆アクセス

- ・どこからでも見守ることができるよう、公園の中央に休憩所やベンチを配置した。広場の一部にベビーカー置き場を用意した。
- ・レイズド花壇を設置して、誰もが花に親しめるようにし、高齢者も休憩できるようにした。
- ・遊具と各施設をつなぐ園路は車いすの走行性に適応した脱色アスファルト舗装などハード系舗装を行う。

◆安全性

- ・遊具の周辺は走行しやすい、転んでも安心なように地面はゴムチップ舗装等落下衝撃の吸収性と車いすの走行性を兼ねた舗装を行う。
- ・飛び出し防止の柵は、公園外周柵と兼ねている。

◆情報環境

- ・公園の入り口に案内板を設置し、誰でも遊びやすい公園ということがわかるようなサインの表示を行う。また、周辺の公園の遊具を紹介するなどの工夫があると、利用者にて遊び場を選択することができる。

2 手順

通常、新たに公園を計画・設計する際には、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の手順で行い、新たな公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する場合でも同様の手順となります。ここでは、既存の公園の再整備にあたってインクルーシブな子ども広場を整備する際に特に必要な検討事項について記載します。

なお、新たな公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する場合にも、通常の手順に加え、本指針を参考に計画・設計を行うこととします。

また、(3) ゾーニング・動線計画 や (4) 遊具・施設選定・計画図の策定などの、具体的な整備内容の決定段階においては、一般的な公園と同様に、ユニバーサルデザインの観点から、下記のような基準に沿った検討を行うとともに、本指針第IV章にて示す整備における配慮事項を加味した整備を行うこととします。

- ・『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』国土交通省
- ・『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』国土交通省
- ・『遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014』（一社）日本公園施設業協会
- ・『福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（改訂版2020）』福岡市
- ・『認知症の人にもやさしいデザインの手引き』福岡市

（1）現況調査・敷地分析

①上位計画・関連計画等の把握

整備する公園の上位計画、関連計画等を把握する。

②公園の外部及び内部条件の把握・分析

自然条件、社会条件、人文条件、施設条件、その他の条件を把握し、整備にあたっての条件、課題等を整理する。なお、近隣に特別支援学校や放課後デイサービスが存在するなど、地域特有の特に配慮すべき利用者の利用が見込まれる場合は、意見を伺いながら検討を進めることが望ましい。

（自然条件）地形、植生、生物、風、日照、排水、土壌など

（社会条件）人口、土地利用、地域特性、交通、周辺施設など

特に、保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校・支援学級、療育センター、放課後デイサービス、その他福祉施設、外国人居住人口など

（人文条件）文化財、レクリエーション、スポーツなど

（施設条件）既存施設状況、遊具劣化状況、利用状況、設置年など

（その他）地域要望など

(2) 方針設定

現況調査・敷地分析を踏まえて、表3整備項目の必須項目を考慮しながら、広場の規模、特色、特に配慮すべき利用者、アクセシビリティの改善、追加整備が必要な施設等、概ねの整備の方針を設定する。

なお、再整備の場合、広場の規模は既存の遊具広場と同等程度が基本となるが、公園全体の中で柔軟に検討する。

(3) ゾーニング・動線計画

設定した方針に沿って、表3整備項目の必須項目を含め、ゾーニング・動線計画を検討する。

(4) 遊び・施設の選定、計画図の作成

表3整備項目の必須項目の遊び及び施設を選定・検討しながら計画図を作成する。また必要に応じて推奨項目についても導入を検討する。なお、遊びや施設の選定、計画図の作成にあたっては、第IV章の整備における配慮事項を加味する。

(5) 工事費の算出

計画図に基づいて工事費を算出する。

IV. 整備における配慮事項

1 遊具・周辺施設整備の基本的考え方

インクルーシブな子ども広場の整備にあたっては、第Ⅱ章にて示した重要な6項目を踏まえて整備を行う必要があります。また、インクルーシブな子ども広場は特に配慮すべき利用者だけではなく、誰でもが利用できる広場を目指していることから、多様な利用者が利用するために、幅を持った選択肢のある遊びを提供し、多様な施設を準備するための様々な配慮を行う必要があります。

本指針では、重要な6項目ごとに提供すべき遊びや整備すべき施設を示します。また、各項目において、必ず満たすべき共通配慮事項を示し、さらに、各項目の小項目として遊びや施設ごとに、整備にあたっての個別配慮事項を示しました。下図に、個別配慮事項を示した遊びや施設をまとめました。(図6)

整備に当たっては、これらの共通配慮事項及び個別配慮事項を満たすように整備を行います。

図6 個別配慮事項を示す遊びや施設

遊びに関する事項 多様な遊びがインクルーシブな視点で構成されていること		4 アクセスに関する事項 自宅から遊び、帰宅までのアクセスへの配慮があること
1 身体的遊びに関する事項 身体的な自由探索（遊具などによる体を使った遊び）		4-1 駐車場 4-2 園路 4-3 休憩所（ベンチ・屋外卓・東屋） 4-4 ベビーカー置き場 4-5 トイレ・障がい者用スペース 4-6 水飲み場・手洗い場・自動販売機
1-1 すべる遊び 1-2 摆れる遊び 1-3 回る遊び 1-4 跳ねる遊び 1-5 登る遊び 1-6 投げる遊び 1-7 走る遊び 1-8 バランス遊び		
2 精神情緒的遊びに関する事項 感覚的な自由探索（自然や水などによる遊びづくり）		5 安全性に関する事項 安全への配慮が多様な利用者の視点でなされていること
2-1 砂遊び 2-2 水遊び 2-3 音を楽しむ遊び 2-4 手触りや足の感覚を楽しむ遊び 2-5 形を楽しむ遊び 2-6 ひっそりとした空間を楽しむ・落ち着く遊び 2-7 自然と触れ合う遊び		5-1 遊具周辺の舗装 5-2 遊び場の周り 5-3 管理事務所
3 社会的遊びに関する事項 多様な子どもや保護者が参加しての集団遊び		6 情報環境に関する事項 開園後も持続的な情報発信があること
3-1 ごっこ遊び 3-2 地面や壁面の絵を使った遊び 3-3 スポーツや伝統的な集団遊び		6-1 園内マップ 6-2 広場入り口の看板 6-3 各遊具の看板

2 身体的遊びに関する配慮事項

身体的遊びとは、すべる、揺れる、回る、跳ねる、登るなどの動作による身体的な自由探索です。

身体的遊びについての共通配慮事項

下記配慮事項をわかりやすく示す

イラストを挿入予定

□異なる遊びのタイプがあること

(飽きさせない工夫、遊びの豊かさの確保、探求心の向上、利用者に応じた難易度)

□様々な高さの遊具があること

(肢体障がいや年齢差への対応、誰でもが遊べる高さと挑戦遊びしたい高さ)

□様々な特性に応じた遊びへの補助があること

(体幹が未発達な利用者への対応(手すり、スロープなど)、ずり這いでも遊べる

可能なかぎり誰でもが自身の力で最も高い場所へ到達できる、誰もが操作可能)

□誰もが認識しやすい色彩となっていること

(輝度や彩度の高い色の使用は避ける、全ての利用者に寄り添った色彩とする)

※色覚過敏により原色が苦手、色覚障がいにより赤と緑の区別が困難等

□あらゆる年齢の子どもが遊べること

(実年齢と発達年齢に差がある利用者も利用できる)

□遊具内にゆとりのあるスペースがあること

(異なる遊びのペースの利用者同士が同時に使うことができる余裕がある)

□保護者と子どもが一緒に遊べること

(補助しやすい周囲のスペースの確保、補助者も一緒に使用可能な遊具)

□遊びのペースによって一人での遊びとみんなでの遊びを選択できること

(ひとりや親子遊びから多人数遊びの選択、複数の遊具を分散配置)

身体的遊びについての個別配慮事項

(1) すべる遊び

<具体例>

すべる遊びは、代表的な滑降系遊具（滑り台）のほかにも、複合系遊具（滑り台・登はん遊具・パネル遊具等の複合）の一部や、築山斜面を使った滑走部など様々な形態で公園内に存在する。

写真資料

<個別配慮事項>

□見通しがよいこと

- 保護者や子どもがお互いの動きを認識しやすい構造であること
- チューブ状のスライダーは、降り口の手前から開いた形状を用い、降り口周辺にいる子どもがお互いの動きを認識しやすい形状が良い

□一般的な滑り面とともに緩やかな滑り面や幅広な滑り面があること

- 子どもの年齢や特性によっては、傾斜が急な滑り面では滑ることが難しいこともある

○幅広なすべり面を準備することで、様々な遊びのペースの子どもが当時に遊ぶことができるとともに、保護者も補助が行いやすい。

□特に配慮すべき利用者が滑り面までたどり着きやすい工夫があること。

○視覚障がいの利用者を想定し、スロープ入口など等にすべり面への経路を示す点字表記や次の位置がわかりやすい手すりの配置を行うことが望ましい。

○車いすの移動がしやすいように、スロープ両側の立ち上がり部を確保する。

○可能な限り車いすに登場しながら、すべり面までたどり着くような構造となっていることが望ましい。なお、車いすですべり面までたどり着くことができず、一度車いすから降りてすべり面まで移動する必要がある場合は、スムーズに滑り台などへ乗り移れるよう、出発部の手前に一段高い移乗用プラットフォームを設けるなどの配慮を行う。

IV. 整備における配慮事項

□静電気への配慮がなされていること

○樹脂製品の静電気により、人工内耳の働きに支障をきたす場合があるため、
製品の選定時には注意する

□滑り面の熱さへの配慮がなされていること

○夏場を中心に、すべり面が高温となるケースがあるため、滑り台の向きを北
側にするなどできる限りの配慮をする。

(2) 摆れる遊び

<具体例>

揆れる遊びは、ブランコ、シーソー、スイング遊具、クッション系遊具など、ゆりかごの様な優しい揆れから上下動系、ダイナミックな揆れまで様々な揆れを体験できる遊具が存在する。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形狀が多様に存在すること

○利用者の多様な体格や姿勢などに適応し、保護者が補助しやすい以下の遊具も一般的な遊具と合わせて用意することが望まれる。なお、体幹が弱くブランコの揆れを楽しむことができない利用者でも、バスケット型やザル型であれば、ハンモックのような揆れる感覚を楽しむことができる。

- ・サポートシート型ブランコ（体幹が発達していない子、鎖を掴めない子も乗れる。幼児用や児童用など体形に合わせたシートが存在する）
- ・バケット型ブランコ（体幹が発達していない子、乳幼児も乗れる）
- ・ザル型ブランコ（寝そべって乗れる、保護者と一緒に乗れる）
- ・複数人用スイング遊具（保護者と一緒に乗れる）

□利用者や周囲の安全性を考慮した配置となっていること

○揆れる遊びの中でも、大きな動きを伴うものについては、広場の周辺部に配置することが望ましい。

○安全領域には外周柵を設置するが、車いすやベビーカーが安全にアプローチできるスペースを確保することが必要である。

(3) 回る遊び

<具体例>

回る遊びは、水平方向に回転する遊具が存在する。乗る役割と回す役割と交代しながら遊ぶことで、遊びの中でコミュニケーションが生まれやすい。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が使える形状とすること
 - 車いすから移譲しやすい構造とすること
- 利用者や周囲の安全性が考慮されていること
 - 回転中の転落や子ども同士の衝突を避けるため、適度な回転速度で回る仕様や、周囲に十分なスペースの確保が必要である。
 - 周囲は十分に平坦な空間を確保すること
 - 遊具の周囲が回す動きによる踏圧で塞みやすいため周辺舗装への配慮が必要
 - 転倒などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する
- 年齢差に関わらず、多人数が同時に遊ぶことができることから、学年が上の子が回す場合に小さい子は過度に速く感じてしまうケースや、過剰な人数が同時に乗り込むことで、回転時に大きい子の体重が小さい子にかかるしまうケースなどが考えられる。遊び場にて遊びの決まり事を示すことが望ましい。

(4) 跳ねる遊び

<具体例>

跳ねる遊びは、遊具の反発力を利用して、子ども自身が飛び跳ねて楽しむ遊びでトランポリンやクッション系遊具などが存在する。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が使える形状が多様に存在すること
 - 車いすから移乗しやすいように、外周部を一段高くしてプラットフォーム状にした製品や、車いすのまま使用できる製品があることが望ましい。
 - 一人だけで自由に遊べるような場所も準備されていることが望ましい。
- 利用者や周囲の安全性が考慮されていること
 - 体格の大きい子や、活発な子が跳ねた反発力の影響で、体幹が備わっていない子や相対的に体格の小さい子がバランスを崩して転倒する危険性があるので、製品の選定や運営などに注意が必要
 - 大型の空気膜タイプは人気で混み合う事が多い遊具。管理者を常駐させるなどの利用上の検討が必要
 - 転倒などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する。

(5) 登る遊び

<具体例>

登る遊びは、ロープ遊具やボルダリング系遊具などが存在する。また、関連する遊びとして鉄棒や雲梯などのぶらさがる遊びがある。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状が多様に存在すること

○ロープ遊具やボルダリング系遊具などは、肢体不自由の利用者は全体の利用は困難であるが、高さが低い部分は車椅子などでもアクセスできる箇所をつくるなどの対応を検討することが望ましい。

○落下などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する。

(6) 投げる遊び

<具体例>

投げる遊びは、グラウンドや芝生などの一定面積の広場空間を中心に、ボールやフリスビーなどを投げる遊びである。また、関連する遊びとしてボールなどを蹴る遊びがある。

写真資料

<個別配慮事項>

周囲の安全性が考慮されていること

○他の利用者への影響が出やすい遊びである。わかりやすい決まり事を遊び場内に掲出する、小さいお子さんが遊ぶエリアから離して配置するなどの配慮が望ましい。

(7) 走る遊び

<具体例>

走る遊びは、広場空間や傾斜面などにおいて走り回る遊びである。また、関連する遊びとして、築山の傾斜などの起伏を使って自由に上り下りすることや、利用者の年齢や特性によっては、ずり這いを楽しむことも含まれる。

写真資料

<個別配慮事項>

様々な利用者が使える形状が多様に存在すること

○芝生広場や築山の傾斜への張芝など、小さいお子さんや肢体不自由の利用者でもずり這いでも楽しめるような配慮が望ましい。

(8) バランス遊び

<具体例>

バランス遊びは、平均台や丸太渡りなどのロープ遊具やボルダリング系遊具などが存在するほか、築山の傾斜などを使って自由に登り下りや、ずり這いを楽しむこともできる。また、関連する遊びとして鉄棒や雲梯などのぶらさがる遊びがある。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が使える形状とすること
 - 肢体不自由の利用者など、使用が困難なケースも多いが、極力利用しやすいように、保護者のサポートがしやすいような形状や、地上からの高さを抑えた配置などを検討する。
- 利用者や周囲の安全性が考慮されていること
 - 平均台などは高さが低い遊具なので、つまづきを防止するために、視認性を高めるような色使いとする
 - 落下などに備えて、遊具の周囲は衝撃吸収の舗装材で舗装する。

3 精神情緒的遊びに関する配慮事項

精神情緒的遊びとは、視覚・聴覚・触覚・嗅覚・味覚といった全ての感覚が含まれる自由探索です。

精神情緒的遊びについての共通配慮事項

下記配慮事項をわかりやすく示す

イラストを挿入予定

□異なる遊びのタイプがあること

(飽きさせない工夫、遊びの豊かさの確保、探求心の向上、利用者に応じた難易度)

□認知機能を高める様々な五感への刺激があること

(色使いや配色のルール、音色や音量、触り心地)

□感覚の違いによるトラブルが避けられていること

(過度な外的刺激や音量としない、聴覚過敏や感覚過敏に配慮した周辺配置)

□様々な特性に応じた遊びへの補助があること

(誰もが使用可能)

□誰もが認識しやすい色彩となっていること

(輝度や彩度の高い色の使用は避ける、全ての利用者に寄り添った色彩とする)

※色覚過敏により原色が苦手、色覚障がいにより赤と緑の区別が困難等

□あらゆる年齢の子どもが遊べること

(実年齢と発達年齢に差がある利用者も利用できる)

□保護者と子どもが一緒に遊べること

(補助しやすい周囲のスペースの確保、補助者も一緒に使用可能な遊具)

□遊びのペースによって一人での遊びとみんなでの遊びを選択できること

(ひとりや親子遊びから多人数遊びの選択、複数の遊具を分散配置)

□自然物と人工物がバランス良く配置されていること

(人工物の周囲に自然要素が組み込まれている)

精神情緒的遊びについての個別配慮事項

(1) 砂遊び

<具体例>

砂遊びは、遊具としては砂場を中心に行われるが、公園内の土舗装や植栽帯などの砂や土を使い様々な場所で行われる遊びである。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状とすること

○砂場を設置する際は、車いす使用者も遊べるように、レイズド砂場やサンドテーブルを設置することが望ましい。（参考6）なお、これらの砂場は、利用者同士の遊びを促すため、地面の砂場と隣接させることが重要である。

○車いす使用者が車いすから降りて砂場を楽しむことを想定する場合は、移乗用のプラットフォームやフラットな出入口を整備する。

○動物除けの柵を設置する場合などは、車椅子の動線上にも可動式の柵（扉）を設置する。もしくは、柵外に隣接してレイズド砂場等を配置する。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

○四角形の砂場枠は転倒などの安全部面を考慮して周辺を軟性素材で覆うなどの対策を行う。

□砂遊び後に手洗い等ができること

○一般の利用者だけでなく、呼吸器に不安がある利用者なども遊びやすいように砂遊びが想定される場所に近接して手洗い場やトイレが存在することが望ましい。

参考6：レイズド砂場・サンドテーブルについて

写真資料

(2) 水遊び

<具体例>

水遊びは、直接水を触ることができるじゃぶじゃぶ池や遊水路、噴水といった施設や水を感じができる噴霧などにより遊ぶことができる。体温調節が難しい利用者にとっては、夏場の貴重な遊びとなりうる。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が使える形状とすること

○だれもが水に触れられるようなテーブルの設置や、車いすやベビーカーでも水に近づくことができるような形状を検討する。

○非常に人気の高い遊び場であるので、集団に混ざっての遊びが苦手な利用者が一人で集中して遊ぶこともできるように分散配置を積極的に検討する。

□利用者や周囲の安全性が考慮されていること

○一般の子どもだけでなく、体幹が弱い子どもの利用も考慮して、地表面は濡れても滑りにくい舗装材とする。

□利用後に身支度が整えやすいこと

○遊び場に近接してベンチや東屋があることが望ましい。

(3) 音を楽しむ遊び

<具体例>

音を楽しむ遊びは、楽器を模した遊具、人の声を伝える伝声管、回すことで内容物が音を出すものなどの多様な遊具により、聴覚を刺激する遊びである。視覚障がいの利用者も他の子と同様に楽しむことができるほか、肢体不自由などで身体的に活発に動くことが困難な子も楽しめる。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が楽しく遊べる形状や配置とすること
 - 集中して音を楽しむことができるよう、他の遊びがある場所からは一定の距離をおいて配置することが望ましい。
 - 金属が擦れるような音を嫌う聴覚過敏の子もいるため、音の種類に注意するほか、可能であれば多様な音を準備することが望ましい。
 - 伝声管を配置する場合や、楽器を模した遊具を複数配置する場合は、利用者同士が楽しめるような配置とする。
 - 回して音が出る遊具は、聴覚障がいのある利用者も楽しめるように、内容物が見えるような形状がよい。
- 周辺環境への影響が考慮されていること
 - 利用者が落ち着くことができる遊び場や休憩所、周辺の民家などからは距離を置いた配置とすること。

(4) 手触りや足の感覚を楽しむ遊び

<具体例>

手触りや足の感覚を楽しむ遊びは、パネル遊具などによりパズルや回転などの指先での操作を楽しむものや、ゲーム性がある遊具、足つぼを刺激する遊具など多様な遊具により、触覚中心に楽しむ遊具である。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が楽しく遊べる形状や配置とすること

○光や色を取り入れた遊びや音や動きを取り入れた遊びなど、様々な利用者の好みや特性に沿うことができるよう、また一部の要素が知覚できなくとも楽しめるように多様な要素を準備することが望ましい。

○利用者の特性によっては、特に気に入ったものを長時間使用することもあるため、一人で集中して遊ぶこともできるように分散配置を検討する。

○パネル遊具の場合は、車いすでも使用可能な高さに配置する。

(5) 形を楽しむ遊び

<具体例>

形を楽しむ遊びは、愛着を感じる姿かたちの遊具や愛着を芸術的な感性を刺激するモニュメントなどである。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が楽しく遊べる形状や配置とすること

○視覚だけでなく触覚でも楽しめるように、立体的で特徴的な形であることが望ましい。

○車いすでも触れるができる位置まで寄り付ける配置とすること。

(6) ひっそりとした空間を楽しむ・落ち着く遊び

<具体例>

ひっそりとした空間を楽しむ遊びや落ち着く遊びは、慣れない遊び場や多数の利用者がいることに対するストレスで高ぶった気持ちを静めるためのクールダウンスペースにおける遊びであり、家型やドーム型などの専用のスペースや滑り台の下部、自然に囲まれた空間など、様々な場所が利用される。特に自閉傾向の利用者に対して重要性が高い。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が安心して使える形状や配置とすること
 - 高ぶった気持ちのまま遊び場から離脱してしまうことが無いように遊び場近辺に配置する。
 - 音を楽しむ遊びや多くの利用者が想定される遊びなどの賑やかな空間から少し離れた場所に設置することが望ましい。一方で、動的なゾーンでも必要になることが想定されるので、滑り台やデッキ下部などのスペースを利用した製品の採用や、動的なゾーン近辺への植栽の配置なども合わせて検討する。
 - 遮蔽面積が広いと視認性が悪くなり、内外の様子が伺えなくなるので3方向程度を遮蔽するか、視認性を確保する。
 - 樹木や地被類、芝生などを配置された、自然と触れ合う遊び ((7)参照) ができる場所も居心地の良い場所になり得るため、合わせて検討する。
 - 家型やドーム型などの製品にて空間を準備する場合は、特に配慮すべき利用者には、距離感の認識が難しいこともあるため、低く入り口や狭い入口を設ける際は、軟性素材で覆うなどの対策を検討する。

(7) 自然と触れ合う遊び

<具体例>

自然と触れ合う遊びは、公園内に配置された高木・中低木・地被類・芝生・花壇の草花はもちろん園内にて伸長した雑草をはじめ、昆虫、鳥を含めた動植物そのものやその営みに触れる遊びである。自然と触れ合う遊びは五感を多様な形で刺激することから、特に配慮すべき利用者的心身の発達に高い効果が期待できる。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が多様な自然を感じることができるようすること
 - 植栽帯や花壇は、車いすでも植物などが楽しめるように、立ち上がってつくられた花壇（レイズド花壇）などの整備も合わせて検討すること。
 - 四季ごとに様々な体験ができるように、常緑樹や落葉樹、多様な季節に花や実をつけるものなど、多様な植物を配置する。
 - 面積規模の大きい公園においては樹林地を配置するなど、昆虫や鳥などの多様な生物を呼び込む仕掛けを検討する。
 - 触覚を刺激する植物や嗅覚を刺激する植物など、視覚障がいや肢体不自由などの特に配慮すべき利用者も楽しめるような植物の植栽を検討する。一方で、強い匂いを苦手とする利用者もいることから、偏った特性の植物を配置することの無いよう注意する。
- 周辺環境への影響が考慮されていること
 - 植物のつける花や実や落ち葉の飛散、伸長した枝葉の越境、発生した昆虫類の飛来などを極力避けるため、周辺の民家などからは可能な限り距離を置いた配置を検討すること。

4 社会的遊びに関する配慮事項

社会的遊びとは、利用者の交流によって生まれる集団遊びです。特に配慮すべき利用者や一般の利用者の交流や、子と保護者の交流、保護者同士の交流なども含まれます。

社会的遊びについての共通配慮事項

下記配慮事項をわかりやすく示す

イラストを挿入予定

- 多様な利用者による交流が生まれやすい仕様や環境となっていること
(多様な難易度、自由なルール設定が可能)
- 一人からでも遊ぶことができる
(一人遊びに偶然居合わせた利用者が参加することで社会的環境を形成)
- 様々な特性に応じた遊びへの補助があること
(直感的に理解しやすい内容、誰もが使用可能)
- 誰もが認識しやすい色彩となっていること
(輝度や彩度の高い色の使用は避ける、全ての利用者に寄り添った色彩とする)
※色覚過敏により原色が苦手、色覚障がいにより赤と緑の区別が困難等
- 保護者と子どもが一緒に遊べること
(補助しやすい周囲のスペースの確保、補助者も一緒に使用可能)

社会的遊びについての個別配慮事項

(1) ごっこ遊び

<具体例>

ごっこ遊びは、ままごとなどを促すプレイハウスやパネル遊具を用いた遊びから、身体的遊びや精神情緒的遊びを想定して作られた遊具を使っての遊び、自然環境での遊びなど、様々な空間にて行うことができる遊びである。

写真資料

<個別配慮事項>

- 自由な創作遊びに繋がる形状や配置とすること
- 砂遊びや自然環境などの精神情緒的な遊びと親和性が高いため、プレイハウスやパネル遊具など施設を設置する場合は、近接した配置を検討する。

(2) 地面や壁面の絵を使った遊び

<具体例>

地面や壁面の絵を使った遊びは、舗装・施設や遊具の壁面・看板などの平面や立面を対象に描かれた絵を用いた遊びである。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な遊びに繋がる形状や配置とすること
- けんけんばなど、誰もが参加しやすい簡易な遊びを配置する。
- 特定の遊び方を示唆するものだけでなく、不規則に並ぶ図形や動物の絵など、子どもたちの自由な発想を刺激することを意識する。
- クロックポジションや点字（視覚障がい）、手話（聴覚障がい）、外国語など、特に配慮すべき利用者への理解や交流につながる仕掛けを検討する。

(3) スポーツや伝統的な集団遊び

<具体例>

スポーツや伝統的な集団遊びは、グラウンドや芝生などの一定面積の広場空間を中心に行われる、ボールなどを用いたスポーツや、かくれんぼや鬼ごっこ、だるまさんがころんだなどの昔遊びである。

写真資料

<個別配慮事項>

- 自由な創作遊びに繋がる配置とすること
- 様々な遊びを同時に受け入れることも可能な十分な面積の広場があることが望ましい。
- 小面積のスペースも含めて、多様な空地が複数個所存在することが望ましい。
- 様々な利用者が安心して使えること
- 土のグラウンドだけでは、気管支が弱い利用者は遊ぶことが困難となるため、注意が必要。

5 アクセスに関する配慮事項

アクセスとは、利用者が遊び場まで物理的・心理的にアクセス可能とするための取り組みです。特に配慮すべき利用者にとってのバリアフリーの観点や、子育てをするあらゆる保護者への配慮など、あらゆる利用者が可能な限り日常生活の延長として遊び場に到達し、また帰路につくことができるような施設整備を行います。

アクセスについての共通配慮事項

下記配慮事項をわかりやすく示す

イラストを挿入予定

□様々な特性に応じた補助があること

(様々な高さへの対応、体幹支え、肘掛け、移乗スペース、手すり)

□誰もが認識しやすい色彩が施設の目的ごとに適切に配色されていること

(全ての利用者に寄り添う色彩、色分けの区分による利用者誘導や空間構成の提示)

□お子さん連れの保護者が利用しやすいこと

(多様な年代や特性の子どもに対応、遊び場に対応した配置)

□特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

(自分の意志で利用や選択ができる、利用を躊躇しない十分なスペースや基數)

アクセスについての個別配慮事項

(1) 駐車場

<具体例>

大規模な公園においてインクルーシブな子ども広場を整備する際など、利用者が徒歩圏外から来園することを想定する場合には、駐車場の整備が必要となる。

写真資料

<個別配慮事項>

- 福祉車両が利用できる十分なスペースが確保されていること
 - 車いす使用者用駐車スペースを複数個所設けること
 - 車いす使用者のみならず、ベビーカーやバギーを利用する利用者の活用も見込まれるため、駐車スペースと安全路の間に乗降用のスペースを準備した箇所も設けることが望ましい。
- 公園内の配置について考慮されていること
 - 特に配慮すべき利用者には、一般の利用者より移動に労力を要する場合があるため、可能な限りインクルーシブな子ども広場に近い位置への配置を検討する。

(2) 園路

<具体例>

公園の出入口や駐車場からインクルーシブな子ども広場に到達するための園路である。アスファルト系・石張り・インターロッキング・土など多様な舗装材が用いられるほか、側溝や雨水枡などの排水施設が併設されることも多い。

写真資料

<個別配慮事項>

- 誰もが移動しやすいような動線が確保されていること
 - 車いすやベビーカー、バギーなどが容易に通行できる十分な幅員を確保するとともに、歩行性に配慮したハード系の舗装材とします。
 - バギー等は小さな段差でも乗り越えることが困難な場合もあるため、駐車場からの園路への乗入部などの段差についても、極力平坦とするよう配慮する。
- 遊び場までのルートが複数あること
 - ゆったりと遊び場に向かうコースとショートカットコースなど、利用者の目的や特性に応じて選択できる複数のルートが存在することが望ましい。

(3) 休憩所（ベンチ・屋外卓・東屋）

<具体例>

休憩所は、ベンチや屋外卓、屋根付きの東屋など、利用者全般の休憩場所として用いられる他、保護者が子どもの見守りを行う際の待機場所や、利用者同士の交流場所など様々な利用がなされる施設である。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が心地よく利用できること

- 夏場の暑さ対策として、木陰の活用や屋根の整備を行うことが望ましい。
- ベンチの配置だけでなく、一定数テーブルも合わせた配置を行うことがのぞましい。なお、テーブルは車いすでも利用可能な仕様とすること。
- ベンチは車いすやベビーカーなども横に並ぶことができる配置とするなど、一緒に休むことができる配置とすること。

□公園内の配置について考慮されていること

- 遊び場近くの子どもの見守り場や、公園の出入口や駐車場から遊び場までの経路での休憩場所など、多様な目的に沿った休憩場所を複数設置すること。
- 遊び場に設置する休憩所は、全方位の見守りが可能となる遊び場の中心付近に配置することが望ましい。

(4) ベビーカー置き場

<具体例>

遊び場近辺には、保護者が子どもを連れてくるために使用した多数のベビーカー や自転車が、一時的に置かれることが多く、そのスペース確保が必要となる場合がある。

写真資料

<個別配慮事項>

□配置の必要性や配置場所について考慮されていること

- ベビーカー置き場のための専用のスペースを設けることは、効果的な広場利用の妨げにもつながるため、多数の利用者が想定される広場を整備する際にのみ配置を検討すること。
- ベビーカー置き場は、案内板を設け、舗装の色で区分するなどを検討すること。柵を設けるなど利用形態を制限する整備は望ましくない。
- 整備を行う場合は広場の入口近辺とするが、多数の駐輪があっても広場の出入りを妨げない配置とすること。

(5) トイレ・障がい者用スペース

<具体例>

子どもが安心して遊ぶことができる広場とするためには、誰もが利用できるトイレの存在は非常に重要である。また、特に配慮すべき利用者においては、様々な特性に応じて屋内での対応が定期的に必要となる場合もある。

写真資料

<個別配慮事項>

□誰もが使いやすい仕様であること

- トイレの外観や内装が誰でも認識しやすい色彩である。
- 大きめのピクトグラムや音声案内など、特に配慮すべき利用者も目的とするトイレたどり着きやすい工夫を行う。
- 多目的トイレなどの多くの特に配慮すべき利用者の利用が想定される室内においては、音声案内により室内の施設配置を伝えることが望ましい。
- 必ず、子ども用おむつ台やオストメイト対応の汚物流し等が整備された多目的トイレを整備すること。

□特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること

- 一般的な多目的トイレは、一般の利用者も乳幼児のおむつ交換などで利用することが想定され、特に配慮すべき利用者は多目的トイレしか使用することができず、いざというときに利用できない懸念がある。また、体の大きな利用者のベッドは配備されていない、大きめのバギーの旋回スペースが確保されていないなど、使用が困難となることも考えられる。一方で、医療的ケアが必要な利用者や、体温調整が苦手な利用者など、特に配慮すべき利用者の中には、このような屋内施設が必須であるケースも少なくないことから、インクルーシブな子ども広場の整備に当たっては、多目的トイレを複数室設けることや、上記の施設を兼ね備えた障がい者が優先的に利用できる多目的スペースを設けることを検討する。

(6) 水飲み場・手洗い場・自動販売機

<具体例>

水飲み場や手洗い場は、利用者が衛生的に遊び場を使うための施設であるとともに、水分補給や水遊びの提供など、様々な用途がある。また、熱中症予防のために水分補給の重要性が高まる中、公園における自動販売機の重要性も高まっている。

写真資料

<個別配慮事項>

□誰もが使いやすい仕様であること

- ・身長の低い子どもや車いすなどでも使える構造とすること
- ・自動販売機は、車いす利用者も利用できるような、最上段の商品に対応したボタンを低い位置で操作できるタイプの機器などの導入を積極的に検討する。

□公園内の配置について考慮されていること

- 水遊び場や砂場の近辺など、特に汚れる遊びが想定される箇所の近辺や広場の出入口付近に整備すること。

6 安全性に関する配慮事項

安全性に関する配慮事項とは、利用者の安全を確保するために必要な事項です。特に配慮すべき利用者は、子どもの遊びにおいて、保護者による補助・保護が前提となることも多いため、保護者の保護を支援するように遊び場の施設や配置を配慮する必要があります。また、年齢や特性、障がいの有無などの違いにより遊びのペースが異なる子どもたちが、それぞれ安全に遊べるよう配慮する必要があります。

また、管理事務所がある公園については、緊急時の対応を行う施設として適切な対応ができるよう、日頃より備えておくことが必要です。

安全性についての共通配慮事項

下記配慮事項をわかりやすく示す

イラストを挿入予定

□保護者が子どもを保護しやすいこと

(遊び場の囲い等で保護者の保護が支援されている)

□不慮の事態が発生した際の影響が軽減されていること

(床面の安全性、ゾーニングの配慮)

□緊急時対応があること

(急病時の対応、一時退避)

安全性についての個別配慮事項

(1) 遊具周辺の舗装

<具体例>

身体的遊びを中心とした活発な遊びを行うエリアにおいては、小さい子どもや肢体力不自由の利用者なども安心して遊ぶことができるよう、遊具周辺の舗装について弾性舗装などの特別な配慮を行うことが望ましい。

写真資料

<個別配慮事項>

- 様々な利用者が安心して遊べること
- 遊具周辺の舗装については、安全領域内（「遊具の安全に関する基準」に規定する範囲内）は落下衝撃の吸収性と車いす等の走行性を兼ね備えた素材を用いること
- 相互の安全領域や出入口との間を結ぶ動線については、車いす等の走行性に適応できるものとすること
- 場所や動線を認識しやすい色彩となっていること。また、弱視の利用者などが各遊具にたどり着きやすいように、動線と遊具周辺の色彩を分けて示すことが望ましい。
- 舗装面がぬれている場合も滑りにくいものとすること
- 夏場の高温時を考慮し、可能な限り熱くなりにくい素材や色彩の選定を行うこと

(2) 遊び場の囲い

<具体例>

柵や植栽などにより遊び場の外周を囲うことで、保護者の見守りを支援するとともに、突発性のある利用者の飛び出しや、遊びのペースの異なる利用者の交錯やボールの飛来などを防止する効果が期待される。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が心地よく利用できること

○柵などで囲う場合は、高すぎず、目立たない素材や色彩とすること

○植栽やベンチによる囲い、遊具の配置など、ゾーニングによる直接的な囲い込みでない手法も検討すること

□様々な利用者が安心して遊べること

○囲いの出入口はできるだけ少なくし、見守りのしやすさと防犯に配慮した数（1～2か所程度）とすること

(3) 管理事務所

<具体例>

大規模な公園においては、管理事務所が整備されているケースが多い。特に配慮すべき利用者に対応できるような施設やスタッフの配置が期待される。

写真資料

<個別配慮事項>

- 多様な設備が備えられていること
 - トイレや授乳室、会議室など、多様な利用に対応できる施設が備わっていることが望ましい。
 - 急病時の対応ができるような設備（AED 等）が配備されていること。
- 公園内の配置について考慮されていること
 - 管理事務所は広場に近い場所が望ましい

7 情報環境に関する配慮事項

情報環境とは、現地におけるデザインやサインによって、遊び場を訪れやすい環境づくりを行うほか、遊ぶ上でのルールや遊び方を分かりやすく伝えるための環境整備です。また、「インクルーシブな子ども広場」の考え方について、あらゆる利用者に発信を続けるとともに、一般の利用者と特に配慮すべき利用者間の交流や同じ障がいに関わる利用者間の交流など、多様な関係性が生まれる環境作りも必要です。

情報環境についての共通配慮事項

下記配慮事項をわかりやすく示す

イラストを挿入予定

- インクルーシブな子ども広場の考えが発信されていること
(遊び場の理念の継続的な発信)
- あらゆる人が情報を得やすい工夫がなされていること
(やさしい日本語、点字、ピクトグラム、子どもから大人まで)
- 特に配慮すべき利用者が気兼ねなく利用できること
(立ち寄りやすいデザイン、遊びについての決まり事)
- 利用者同士の理解が深まる情報発信が行われていること
(子ども同士・保護者同士の助け合い)

情報環境についての個別配慮事項

(1) 園内マップ

<具体例>

園内に掲出される公園全体の案内板である。目的地となるインクルーシブな子ども広場の位置や、トイレや管理事務所などの、利用者が立ち寄りたい施設を確認するために利用する。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

○特に配慮すべき利用者の目的地となり得る施設をピクトグラムで掲示するなど、視覚的にわかりやすい掲示を行う。

○視覚障がい者や外国人にも利用しやすいように、点字ややさしい日本語を用いた表記とする。

□公園内の配置について考慮されていること

○大規模な公園においては、可能な限り全ての出入口において園内マップを配置すること。

(2) 広場入口の看板

<具体例>

遊び場の入口において、誰もが楽しく遊ぶことができる遊び場であることを伝えるとともに、インクルーシブな子ども広場の考え方を利用者に知っていただくための看板を設置する。また看板を含めた遊び場入り口のデザインについても検討する必要がある。

写真資料

<個別配慮事項>

□様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

○子どもから大人までわかりやすい表現や掲示高さとすること。もしくは、子ども向けの掲示物と保護者向けの掲示物を別個に設けること。

○遊具や休養施設の配置について、クロックポジションにて記載があることが望ましい。(例: 2時の方向にブランコがあるよ)

□様々な利用者が気軽に立ち寄れるようなデザインであること

○車いす利用者や老若男女を示すイラストを掲示するなど、様々な利用者が利用することを前提に作られた場所がわかりやすく示されることで、特に配慮すべき利用者が気軽に立ち寄りやすい雰囲気を醸成することが望ましい。

□子ども同士や保護者同士の助け合いに繋がる情報があること

○様々な特性の利用者がいることや、またそれぞれの特性が危ないものではないことなどをわかりやすく示すこと。

○様々な特性の利用者が困っている際の声掛けの仕方や、順番待ちのルールが守れない子どもへの声掛けの仕方など、お互いの理解促進につながるような具体的な提案がなされていることが望ましい。

(3) 各遊具の看板

<具体例>

遊具の設置においては、遊具の基本的な使い方や注意点、また基本的な決まり事についてわかりやすく記載した看板を設置する。遊具の看板は必ず設置しなければならないものではないが、多くの利用者が同時に利用することが想定される遊びや、順番待ちが発生することが想定される遊びについては、設置を行うことが望ましい。

写真資料

<個別配慮事項>

様々な利用者が必要な情報を得やすいこと

○特に子どもが見る機会が多くなることから、表示内容は簡易な表現で、表示高さは子どもの目線に合わせたものとすること。

子どもの遊び方を過度に規定しないこと

○わかりやすく遊び方を示す必要があるが、子どもの自由な発想による遊びを阻害することのないような表現に努めること。

子ども同士や保護者同士の助け合いに繋がる情報があること

○多くの利用者が同時に利用する遊びについては、体格や遊びのペースの違いへの理解や、医療ケアが必要な利用者や体幹が安定しない利用者などへの配慮が必要となる。体格が大きなお子さん向けに周りの子に気を付けて使用することや困っていたら手助けをすることを記載する。小さいお子さんや補助を必要とするお子さん向けに、困ったら周りの子に声をかけることや助けてもらったらお礼を言うことなど、注意すべき情報だけでなく助け合いを促す内容の掲出を行うことがのぞましい。

○順番待ちが発生することが想定される遊びについては、順番を待つことが苦手な子どもや長時間同じ遊びに集中する子どもなどにも伝わりやすいように、並んでいるお友達がいたら順番をゆずる決まりごとの掲示や、順番待ちをする位置がわかりやすいような足跡のイラストを設けるなどの配慮が望ましい。

V. 管理

1 管理の基本的考え方

インクルーシブな子ども広場の管理にあたっては、通常の公園と同様、都市公園法、福岡市公園条例及びその他関係法令や、様々な技術的な基準、福岡市が定める「公園緑地維持管理業務共通仕様書」等に基づき、適切に「維持管理」「運営管理」「法令管理」を行う必要があります。

一方で、インクルーシブな子ども広場は、IV章までに示した通り、通常の施設に加えて様々な配慮がなされていることから、特有の維持管理が必要な場合があります。また、広場の趣旨を最大限発揮させるための運営管理も重要になってきます。

そこで、本章では、管理のうち「維持管理」「運営管理」について、特に配慮が必要な事項について記載します。

2 維持管理

維持管理とは、公園施設の物的条件を整えて利用に供するとともに、公園の存在効果・知用効果を最大限に発揮させるための物的条件を整備・維持するもので、植物管理、施設管理、清掃に大別されます。

2-1 植物管理

例えば、遊具エリアとその周囲や遊具エリア内でのゾーン分け等のために設けられる植栽は、突発的に走り出す子どもの飛び出し防止の目的もあり、剪定後の尖った枝への接触による怪我のおそれが想定されます。また、除草剤や殺虫剤等の農薬は原則使用していませんが、部分的に使用する場合は、農薬等に過敏な子どもへの配慮が特に必要です。

このように、管理者は、様々なリスクを想定して適切な植物管理を行う必要があります。

2-2 施設管理

遊具は、公園施設の中で、比較的、事故の発生が多い施設でもあります。また、遊び方を説明する案内表示など、インクルーシブな子ども広場に特有の施設も存在します。

導入する遊具や施設の中で、これまで事例の少ないものについては、その機能や性能が適正に保たれているか、これまで以上に細やかに点検し、修繕等を行うことが求められます。

2 – 3 清掃

例えば、転んでも安全なゴムチップ舗装の場合、安全であるがゆえに、歩行が困難な子どもがすり這いで遊んだり、通常想定していない裸足で利用したりなども考えられ、ガラス片などの除去が必要です。

このように、利用の状況を観察・把握し、広場全体の物理的ハザードを早期に発見し除去することが求められます。

3 運営管理

運営管理とは、快適で円滑な公園利用を提供するための仕組みや体制などの条件を整えるとともに、利用指導などにより間接的に施設の保全を図る業務であり、利用にかかる情報の収集、利用にかかる情報の提供、利用機会の提供、利用の支援及び指導、利用の調整に大別されます。

3 – 1 情報収集

利用の実態（利用者の属性、交通手段、利用施設、利用形態等）、利用者のニーズ・評価、管理履歴（維持管理履歴、イベント・広報履歴、ボランティア等の活動情報、事故等の発生履歴等）などを定期的に収集、分析し、管理者間や設計者と共有することで、インクルーシブな子ども広場の維持管理や運営管理、さらには次の整備計画に反映させることができます。

3 – 2 情報提供

インクルーシブな子ども広場の利用機会を広く公平に提供し、いつでも誰でも利用できるよう、広場の存在や遊べる内容、利用できる施設、提供されるサービスなどを前もって知ることができること、あらゆる利用者の広場内の活動が安全・快適に行われるよう利用上の注意や遊び方が分かりやすく周知されていることが重要です。

(1) インクルーシブな子ども広場の周知

様々な機会を捉えて、様々な手段で周知を図ります。

例) 報道機関への情報提供、市政だより、学校等（小学校、特別支援学校、特別支援学級、療育センター、放課後デイサービス等）や障がい者関係団体等へのチラシ・リーフレットの配布、ホームページへの掲載（市、指定管理者等）等

(2) 来園前の情報提供

障がいのある子の保護者へのアンケートによると、公園に遊びに行かない理由として、「安心して遊びに連れていけるかの情報がない、どのように情報を得ればよいか分からない」といった意見が多数ありました。

前項のインクルーシブな子ども広場の周知にあたっては、利用者が知りたい情報を、どのような手段で得ることができるのか、併せて周知する必要があります。

また、障がいの種別や外国語対応など、きめ細やかで分かりやすい情報発信についても留意が必要です。

①前もって知りたい情報の例

○広場の場所と行き方

- ・所在地、地図
- ・公共交通機関から公園入口までの経路、アクセシビリティ
- ・公園入口又は駐車場から広場までの経路、アクセシビリティ
- ・駐車場の台数、身障者用駐車場の台数 等

○広場の内容と紹介

- ・全体図、エリア図、広さ
- ・できる遊びの紹介（写真や動画） 等

○周辺施設等の利用案内

- ・バリアフリートイレ、休憩施設、自動販売機等の情報（写真）
- ・管理事務所の有無、提供できるサービス、緊急時の対応 等

○イベント等の情報

- ・参加の判断が可能な内容情報、サポートスタッフ等の有無
- ・プログラム等のスケジュール 等

②情報提供の手段

情報提供にあたっては、様々な利用者がいることを踏まえ、ホームページではウェブアクセシビリティに留意する必要があります。また、チラシやリーフレットなども併せて準備するなど、情報を得る手段が複数あることが望まれます。

（3）公園内の情報提供

公園内では、案内板等により、公園全体の配置図やルート図、利用できるサービスの内容、緊急時の対応など、来園前に得た情報が現地でもすぐに分かるように明示を行います。

運営管理においては、管理者は利用の状況を観察・把握し、利用者が知りたい情報を適宜追加して提供するよう努める必要があります。

情報提供にあたっては、現地での掲示のほか、園内放送、リーフレット、多言語標記など、視覚や聴覚などの障害や、日本語が十分使えないなど情報制約がある子

どもたちや保護者等にも的確に伝わるよう配慮する必要があります。

3－3 利用機会の提供

インクルーシブな子ども広場を周知し利用してもらう機会を提供するため、管理者主催や様々な関係者の参画により、イベントなどの取り組みも必要です。

例えば、普段公園に遊びに来ることができない障がい児を招いて遊んでもらう日を設けたり、障がい児と健常児の理解促進のために両者を招いて一緒に遊ぶイベントの開催、プレイリーダー(遊びを支援するスタッフ)の配置などが考えられます。

3－4 利用の支援及び指導

管理者は、適宜巡回等を行い利用状況を観察・把握し、必要に応じて、情報の提供や利用の支援、不適切な利用の指導等を行う必要があります。

3－5 利用調整

春や秋、また初期の「インクルーシブな子ども広場」においては、多くの利用者が集まり、障がいのある子にとって利用しづらい場面が想定されるため、必要に応じて、利用調整を行うことも必要です。

例えば、定期的に、利用人数を制限し誰もがのびのびと遊べる「インクルーシブデイ(仮称)」を設けるなどにより、利用調整に加え、広場の趣旨を知ってもらう機会にもなります。

4 人材育成及び多様な関係者の参画

インクルーシブな子ども広場では、その趣旨を管理者が正しく理解し管理することが必要であり、そのための人材育成を行う必要があります。

また、多様な関係者の参画により、既存の管理運営体制へ協力いただくことや、新たな取り組みが開始されることは、インクルーシブな子ども広場のさらなる周知促進や管理運営のレベルアップなどが期待されます。

4－1 人材の育成

管理者が正しく理解し管理するために、管理にかかる自治体職員や指定管理者の人材育成が求められます。

例えば、先行して整備・管理を行っている国や自治体等の事例の研修会、管理者同士による管理実態の情報交換、障がいのある子や保護者を招いての管理に関するワークショップなどが考えられます。

4－2 多様な関係者の参画

多様な関係者の情報を収集し協力体制を構築することで、様々な効果が期待できます。

例えば、障がいのある子が通う特別支援学校、特別支援学級、療育センター、放課後デイサービス等や、障がい者関係の団体やコミュニティ等については、直接の利用者としての周知先となります。

健常児が通う保育園や幼稚園、小学校についても、周知先となるほか、多様性を学ぶ教育の場として活用していただくことが考えられます。

福祉・保育・教育関係の大学やこども・福祉関係のNPO、ボランティア団体等に参画してもらうことで、学生の学びの場や直接的な活動の場として活用していただくことができます。

地域の自治協議会や公園愛護会、企業等の参画は、地域コミュニティの促進や企業のCSR活動につながります。管理者が常駐していない身近な公園などでは、特に重要になってくるため、積極的に検討する必要があります。

管理者は、これらの多様な関係者による協議会等を設け、運営管理に継続的に参画してもらう仕組みづくりを行う必要があります。

5 継続的な改善

インクルーシブな子ども広場の整備を検討するにあたって、障がいのある子の保護者をはじめ様々な関係者の意見を伺い整備指針として取りまとめましたが、福岡市では初めての取り組みであり、国内でも事例が少ないとことから、これから実際に整備・管理していく中で、さらなる意見の収集や利用状況の把握、国内外の情報収集などを継続的に行い、整備指針をアップデートし、次の整備・管理に反映していきます。

- ① 管理者による情報収集、モニタリング ←
- ↓
- ② 整備担当者と管理者との勉強会
- ↓
- ③ 整備指針のアップデート
- ↓
- ④ 整備計画への反映